平成２５年（フ）第４５５号
宮城県黒川郡富谷町成田４丁目３番地７
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
茨城県日立市多賀町５丁目２番２―105号
債務者　西野　　孝
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７４号
茨城県日立市多賀町５丁目２番２―105号
債務者　西野　久子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７７号
茨城県日立市国分町３丁目２番11号
債務者　石川　年夫
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７８号
茨城県日立市国分町３丁目２番11号
債務者　石川　昭子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７９号
茨城県日立市鮎川町２―９―２―203、住民票上の住所茨城県日立市国分町３丁目２番11号
債務者　石川　敏文
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８１号
茨城県日立市森山町３丁目８番13号
債務者　菊地　　正
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８８号
茨城県高萩市春日町２丁目74番地
債務者　鈴木　史江
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８９号
茨城県高萩市高浜町２丁目80番地
債務者　佐藤　正英
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９４号
茨城県日立市大みか町４丁目11番34号
債務者　石川　妙美
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９９号
新潟市東区大山２丁目11番14号、前住所新潟市東区下山２丁目1241番地１
債務者　井村　恵一
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８５号
新潟県燕市吉田下中野409番地11　メセナアーバン101号、前住所新潟県燕市桜町86番地３
債務者　原　　和弘
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５１号
新潟市西区ときめき東１丁目16番地22
債務者　前田　明利
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６０号
新潟市西区ときめき東１丁目18番地12　ヴェルドミール101号、前住所新潟市西区鳥原3662番地
債務者　西川　成男
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６２号
新潟市西区寺尾台３丁目２番８号　アパルト寺尾台301号室、住民票上の住所新潟市東区東中野山６丁目７番26号
債務者　窪田　廣吉
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８４号
新潟市南区西萱場73番地２、前住所新潟市南区味方1633番地７
債務者　木下　輝夫
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８５号
新潟市南区西萱場73番地２、前住所新潟市南区味方1633番地７
債務者　木下フミ子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部